

健感発 0909 第 2 号
平成 26 年 9 月 9 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第103号）が本日公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を、別添の新旧対照表のとおり改正し、本年 9 月 19 日から適用することとした。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、今回の改正の概要は下記のとおりである。

記

第一 改正の概要

- 1 「第 6 五類感染症」に「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症」、「水痘（入院例に限る。）」及び「播種性クリプトコックス症」の届出基準を追加することとする。
- 2 別記様式 5 に「カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症発生届」、「水痘（入院例に限る。）発生届」及び「播種性クリプトコックス症発生届」を追加することとする。
- 3 「第 6 五類感染症」の「薬剤耐性アシネトバクター感染症」の届出基準を変

更し、別記様式5に「薬剤耐性アシネトバクター感染症発生届」を追加することとする。

- 4 別記様式7-6「感染症発生動向調査（基幹定点）」の変更を行うこと。
- 5 別記様式中の「保健所設置市・特別区長」を「保健所設置市長・特別区長」に改めること。
- 6 その他所要の改正を行うこと。

第二 適用日

平成26年9月19日から適用する。